

令和元年9月6日

学長選考基準

国立大学法人東京農工大学学長選考会議



令和2年4月から令和5年3月までを任期とする次期東京農工大学学長の選考基準を以下のように定める。

I. 求められる学長像

東京農工大学学長は、東京農工大学憲章に掲げる基本理念を尊重し、その実現に向けて強い意志と意欲をもつとともに、大学の経営及び教学の最高責任者として、以下に掲げる者であることが求められる。

【人格・学識・運営能力】

- ① 人格が高潔で、国際的視野とともに優れた学識を有し、かつ、研究大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者。

【経営、ガバナンス、コンプライアンスの強化】

- ② 経営及び教学の最高責任者として、ガバナンスとコンプライアンスの強化を図りながら、組織運営・経営を行う者。

【ビジョン、大学改革】

- ③ 「世界が認知する研究大学」の実現を目指すため、明確なビジョンを提示し、強力なリーダーシップと学内構成員からの信頼により、大学改革に戦略的に挑戦する者。

【社会貢献、連携】

- ④ 世界に向けて日本を牽引する大学としての役割を果たすため、卓越した教育研究の推進と高度なイノベーション人材の養成に積極的に関わり、国内外に幅広く連携を進める者。

東京農工大学憲章（大学ホームページ内）

<https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/daigakukensho/>

Ⅱ. 選考の方法

1. 学長候補者の推薦について

(1) 推薦資格者

推薦資格者は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する本学の職員とする。ただし、本公示日において国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則（以下「細則」という。）第3条第1項各号に定める者を除く。

(2) 推薦方法

- 候補者1人につき推薦資格者5人の連署をもって行い、うち1人の推薦代表者が、細則別紙様式1「推薦書」、別紙様式2「学長候補となるべき適任者の経歴・業績」、別紙様式3「所信」及び別紙様式4「同意書」を指定期日までに選考会議へ提出する。
- 推薦資格者は、候補者を重複して推薦することはできない。

2. 所信表明会

学長選考会議は、被推薦者から学内構成員に向けて口頭で所信を表明する会（「所信表明会」）を実施するものとする。

3. 意向調査

学長選考会議は、候補者選考における参考の一つとするため、意向調査を行う。

4. 学長候補者の決定

学長選考会議は、被推薦者との面談を実施し、その内容、推薦書類等、所信表明会の評価及び意向調査の結果を参考に総合的に判断し、1名の学長候補者を決定する。

Ⅲ. 選考日程等

1. 日程

(1) 学長候補者の推薦受付について

- 公示 令和元年9月6日
- 受付期間 令和元年9月6日～10月8日17:00
- 受付場所 総務課

(2) 所信表明会の実施

- 実施日 令和元年10月18日

(3) 意向調査

- ・ 公示 令和元年10月18日
- ・ 意向調査 令和元年11月 7日
- ・ 期日前意向調査 令和元年10月31日～11月6日

※11月7日の意向調査日に調査票の提出ができない場合に限る。

(4) 学長候補者の選考・決定について

- ・ 選考 令和元年11月15日
- ・ 公表 選考後速やかに

2. 関係資料（本学ホームページに掲載）

(1) 選考基準等（本学ホームページへの掲載）

学長選考基準、国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程、国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程、国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則、国立大学法人東京農工大学学長選考会議六原則

(2) 関係法律・規則

国立大学法人法、東京農工大学組織運営規則、東京農工大学職員就業規則

(3) 中期目標等

中期目標・中期計画、平成31年度年度計画

(4) その他

学長選考会議議事要旨、学長選考会議委員名簿

IV. その他

本選考基準に定めるもののほか、学長選考について必要な事項は、学長選考会議の定めるところによる。なお、本選考基準に変更の必要が生じた場合は、学長選考会議において変更の決定を行い、速やかに公表するものとする。